

**令和 7 年度 第 1 回豊田市社会福祉審議会地域福祉専門分科会
第 1 回地域福祉活動計画策定委員会 合同会議 議事録【公表用】**

日時：令和 7 年 7 月 1 6 日（水）午後 2 時～ 4 時

場所：豊田市福祉センター 2 階 介護予防室

1 出席者

（1）豊田市社会福祉審議会地域福祉専門分科会（以下、「専門分科会」とする。）

ア 専門分科会委員

安藤 敏市（豊田市民生委員児童委員協議会）、神田 りつ子（市民公募）、
小松 理佐子（日本福祉大学社会福祉学部教授）、阪田 征彦（ライフサポートむもん）、
鈴木 聖人（とよた多世代参加支援プロジェクト）、武田 恭弘（豊田市高齢者クラブ連合会）、
松本 清彦（一般社団法人豊田市身障協会）、松山 剛久（愛知県弁護士会）、
安田 明弘（豊田市社会福祉協議会）、山田 美津子（豊田市ボランティア連絡協議会）、
山村 史子（名古屋医専教官）

＜欠席者＞

伊藤 大介（日本福祉大学社会福祉学部講師）、成瀬 和美（豊田市区長会）
湯原 悦子（日本福祉大学社会福祉学部教授）

イ 事務局

豊田市（以下、「市」とする。）福祉部 水野部長、近藤副部長
地域包括ケア企画課 杉江課長、小林副課長、小林担当長、杉野森主査

ウ 関係課

よりそい支援課 岡本課長、安藤担当長、内藤主査

（2）豊田市地域福祉活動計画策定委員会（以下、「策定委員会」とする。）

ア 策定委員会委員

小野 英鑑（豊田市高齢者クラブ連合会）、
加藤 国治（豊田市介護サービス機関連絡協議会）、木本 光宣（ユートピア若宮）、
倉橋 学（豊田市区長会）、酒井 保彦（豊田市自主防災会連絡協議会）、
杉山 勝久（豊田市民生委員児童委員協議会）、寺岡 裕（地域包括支援センターくらがいけ）、
永田 祐（同志社大学）、藤江 貴紀（豊田市特別養護老人ホーム施設長協議会）、
八鍬 幸雄（ボランティアセンター運営委員会）、山内 洋子（下山支所推進委員会）、
吉橋 恵美子（豊田地域医療センター、地域医療人材育成センター）

＜欠席者＞

竹ヶ原 利博（連合愛知豊田地域協議会）、中屋 浩二（梅ヶ丘学園）

イ 事務局

豊田市社会福祉協議会（以下、「社協」とする。）

後藤事務局長、中村事務局次長、鈴木地域福祉推進室長

共生推進課：都築課長、鈴木副課長、市川担当長

総務課：八木課長、北野副課長

くらし応援課：中村課長、大地副課長、中田担当長

東部ブロック：大谷ブロック長（兼足助支所長）、西部ブロック：浦川ブロック長（兼小原支所）

2 次第

（１）福祉部長あいさつ

（２）新任委員紹介

（３）専門分科会会長、策定委員会委員長あいさつ

（４）議題

ア 第２次地域福祉計画・地域福祉活動計画の実績（令和６年度分）及び総評について
（報告）

イ 第３次地域福祉計画・地域福祉活動計画の施策等について（協議）

ウ 豊田市成年後見制度利用促進計画、豊田市再犯防止推進計画及び豊田市重層的支援体制
整備事業実施計画の策定における基本的な考え方について（協議）

エ 地域における福祉の担い手確保の取組に関する考え方について（協議）

3 議事録（要旨）

（１）福祉部長あいさつ

（２）新任委員紹介

・ 紙面にて紹介

（３）専門分科会会長、策定委員会委員長あいさつ

（４）議題及び主な意見

ア 第２次地域福祉計画・地域福祉活動計画の実績（令和６年度分）及び総評について
（報告）

意見なし

イ 第３次地域福祉計画・地域福祉活動計画の施策等について（協議）

【委員】（策定委員会）

- ・ 前回の合同会議において、「地域福祉計画では評価指標の設定が難しいため、様々な工夫を考えていただきたい」と申し上げたが、今回はその点を参考に、評価の枠組みを考慮したうえで作成していただいたと思っている。
- ・ 事務局からの説明にもあったように、エピソードなどを評価に含めることで、単なる数値だけでなく、「活動に参加して自分にどんな変化があったか」「どんな成長があったか」といった、個人の実際の物語を評価に取り入れることができると思う。これは今までにない手法なので、是非チャレンジしていただきたい。
- ・ また、こうした評価は行政だけが行うのではなく、実際に活動している方々と共に進めることが重要だと思う。数字だけでは見えない部分について、「なぜそうなったのか」「うまくいかない理由は何か」を地域の方々と一緒に考えることで、評価そのものが計画の推進につながると考える。

【委員】（策定委員会）

- ・ 指標について、各支所の相談件数がアウトプットとして記載されているが、件数のみでは評価はできない。

相談が解決したか否か、他機関に引き継いだかなど、○・△・×のような評価が必要である。電話相談等の評価の中身をより細分化する予定があるか確認したい。

- ・ 要配慮者に関して、第 2 次計画の評価では「避難行動要支援者等の災害関連死をいかに防ぐかが大きな課題」と記載されているが、第 3 次計画ではどこに記載されているかを確認したい。
- ・ 要配慮者名簿は国の施策として開始されたが、当初から「いかに有効に活用するか」が課題であり、現在も地域での活用方法が課題となっている。
- ・ 令和 7 年 4 月から消防団が消防本部から防災対策課に移管された。これは、能登半島地震規模の地震が市内で発生した場合の対応を考慮したことがきっかけである。防災対策課には自主防災会や区長会も含まれており、地域で絆を深めることで、災害時に備える体制を整えることが目的である。
- ・ 消防団の体制が変わったことにより、地域も変化していく必要がある。
- ・ 第 3 次計画を豊田市全体に広く伝わるよう取り組んでもらいたい。特に中学校区単位で組織している団体への周知と理解を得てもらいたい。社協であれば、中山間部の支所地区に支所推進委員会という組織があり、自主防災会は 6 つの中学校区に地域推進協議会という組織がある。また 28 地区すべてに地域会議もある。多様な世代、組織に第 3 次計画が知られ、理解してもらうことで実効性のある計画になると思う。

【事務局】（市）

- ・ 指標について、相談件数はアウトプットとして示され、その増減も重要であるが、相談が解決につながったかどうかといったアウトカムの評価も行う。アウトカム指標については、関係機関と協議しながら設定する。
- ・ 災害時の福祉支援体制の枠組みに含まれており、今年度は地域福祉計画の検討に先行して庁内で議論が進められている。状況の変化や施策の進捗に応じて、基本施策に紐づく事業は柔軟に対応していきたい。

【委員】（専門分科会）

- ・ 評価について、市民意識調査で評価するのかなと思うが、その理由を問いたい。

【事務局】（市）

- ・ 市民意識調査は評価の手段ではなく、基本目標を評価する際の方向性を示す参考資料として位置づけることを想定している。市民意識調査は、まちの状態を示す指標であることが多く、地域福祉計画の取り組みによって直接的に変化させることは難しい。ただし、方向性としては、豊田市が目指す姿を示すものと捉えている。

【委員】（専門分科会）

- ・ 2 次計画の基本目標 1～3 について、減少したという指標は、市民意識調査だと思うが、各活動をやって、それぞれが啓発を行っており、最終的には市民意識として反映されてきたときに、達成、未達成という評価は指標としてはあり得ると思うが、ともに活動している人の意識や、解決したこと、どの程度周りに広がったかというの、重要な評価の指標になると思う。市民アンケートは方向性を示すものと説明があった。市民意識調査の意識の広がりは最終的には拡大していれば、目標達成したということだが、市民意識調査の活用方法については検討していただきたい。

【事務局】（市）

- ・ ご指摘のとおりであり、より事業等への参加者からのアンケートやエピソードを拾い上げたい。

【委員】（専門分科会）

- ・ 評価について、（資料 1）P 6 は子どもの通知表に例えると、エピソードが努力の部分であり、数値が成績に相当すると思うが、数値の部分については、しっかりと見た方がよい。例えば、豊田市で 10 件あればよい事業が、9 件から 10 件に増加した場合と、1,000 件必要な事業が 9 件から 10 件に増加した場合では、1 件の重みが全く異なる。こうした違いも検証可能な目標と評価にできると良いと思う。事業を行うことで、社会に与えた変化が明確に見える評価であれば、福祉に関わらない一般市民にも理解しやすくなる。

【委員】（専門分科会）

- ・ 豊田市デイズに掲載している事例で、評価に参考になりそうなものがある。「企画をやることによって、コミュニティが変わり始めている」と記載されており、これはまさにアウトカムだと思う。こういった評価ができることが重要だと思う。

ウ 豊田市成年後見制度利用促進計画、豊田市再犯防止推進計画及び豊田市重層的支援体制整備事業実施計画の策定における基本的な考え方について（協議）

【委員】（専門分科会）

- ・ 後見制度については、国による法改正が予定されている。これまで遺産分割などの解決のために後見人が必要とされてきたが、一度後見人を付けると、その人の能力が回復しない限り後見人が継続して付くことになる。特に弁護士が継続して関与する必要があるのか、またそのために費用が発生するなどの課題があった。改正の柱の一つとして、課題が解決すれば制度が終了する形が示されている。例えば、意思決定支援では弁護士から市民後見人へ引き継ぐなど、より利用しやすい制度への改正が間近に迫っている。制度が終了可能になることで、件数が減少するのではないかと懸念もあるが、制度が使いやすくなることで申請件数は増加すると考える。現状では、後見人が一生付き続けることを懸念して申請を躊躇するケースもあるため、改正後には申請が増えると思込まれる。担い手不足については、より充実させる必要がある。また、社会福祉連携推進法人の活用も全国的に注目されており、計画においても重点的に取り上げていただきたい。
- ・ 身寄りがいない方の支援として、社会福祉協議会が結サポート事業開始しているが、来年 1 月からは死後事務支援を開始する。3 次計画の中で、身寄りのない方の支援は分野横断的に広がる課題である。そういった視点で様々な活動の中で、身寄りのない方の支援が必要になった時に社会福祉協議会が行う窓口を活用していただく必要も出てくる。3 次計画の中では身寄りのない方の支援を充実させていただきたい。

【関係課】（市）

- ・ 成年後見制度利用促進計画については、市民に分かりやすく伝えられるように工夫をしていく。制度の利用者は、認知症や障がいのある方であるが、それを支える担い手が地域全体で不足していると指摘されている。法改正の話があったが、成年後見制度だけを使う話ではなく、身寄りのない方も同様に様々な生活上の課題がある。こうした課題に対し、様々な方の力を合わせながら、取組を進めていく。これが関係者と協議して整理した考え方なので、市及び社会福祉協議会としては、今後もそのような方針で実施していく。担い手不足については単に人数の問題と捉えるのではなく、様々なニーズに対応するためには、支えていただける方のバリエーションを充実させることも重要だと考えている。「ともににつくる」という形で進めていく

いと考えている。

【委員】（策定委員会）

- ・ 豊田市の重層的支援体制整備事業は全国的にも注目されている先進的な取組である。資料に掲載している考え方で今後も進めていただきたい。
- ・ 身寄りのない方の支援事業については、国でも推進されているが、豊田市の取組は、非常に先駆的であり、是非進めていただきたい。
- ・ 身寄りのない方を支える事業の構築は重要なことであるが、その根底には社会的な孤立という問題がある。身寄りのない方が単に安心して入院できればいいという話ではなく、社会的な繋がりを作っていくことが重要である。事業契約者の方々が繋がっていく取組や、お互いに関係を作っていくような取組を合わせて検討していただくと、より良い支援体制になると思う。

【委員】（専門分科会）

- ・ 昨年、市民後見人の養成講座を受講した。講座では誰かのために何かしたいという意識を持った人たちが集まっていると感じた。こういう事業は拡充すべきであるが、講座が進み、認知症や制度のことを勉強するにつれて、続けていけるか不安に感じる受講者もいた。分科会に参加して、改めて必要なことだと感じた。社会福祉協議会には、講座の途中でも継続的なサポートを行ってもらい、事業が広がっていくことを期待する。また、広報も工夫していただきたい。

【委員】（策定委員会）

- ・ （資料 3） 1 ページ重層計画の③について、若年性認知症の当事者にはどのようにヒアリングをするのか伺いたい。包括支援センターが関わる若年性認知症の方は件数としては少ない。分母として何件を想定しているのか、また想定しているヒアリングについて確認したい。若年性認知症の当事者については性格や症状に個人差があり、進行が非常に速い傾向がある。

【関係課】（市）

- ・ 当該部分の進め方については、現在検討中である。重層的支援体制は、行政や包括支援センターなどの公的機関が中心となる仕組みであり、その先にいる市民の方がこの取組をどう感じているか、聞き取ることが重要であるという認識を持っている。効果的な方法については、改めて相談させていただく予定である。

エ 地域における福祉の担い手確保の取組に関する考え方について（協議）

【委員】（策定委員会）

- ・ 担い手確保が大変ということを再三言ってきたが、ようやく行政も本気になって動き出してきたことは、ありがたく思っている。
- ・ 愛知県が市町村のヘルパー利用率を調査したところ、名古屋が 69 % ぐらいで、豊田が 67 ～ 68 % 同ぐらいの利用率だった。追跡調査で職員の不足感についてどう考えているか質問をしたところ、名古屋は人材不足にマルが打ってあった。豊田はやや人材不足というところにマルが打ってあった。人材不足とややと人材不足では、大した変わりがないかもしれないが、市町村によって意識の温度差があると思った。豊田でも意識を持ってやっていかないと、手遅れになってしまう。この結果も頭に置いて行政、社協、そして我々事業所も一緒に担い手確保についてやっていくということをここで表明したいと思う。

【委員】（策定委員会）

- ・ 専門人材は行政が力を入れていき、地域人材は社協が力を入れていく。それをセンターではなくてプラットフォームという形でつなぐ。またつないだ人たちにはこういうものがあるよという情報を掲示する。また、情報がほしいひとは情報掲示板で情報をキャッチする。そして、情報はネット上にもたくさんあるけれども、対面で学びたい。そういう人たちにも情報を提供し、講座につなげていけるようなシステムを作っていけるプラットフォームを作っていただきたいと思う。

【委員】（策定委員会）

- ・ 地域包括支援センターが講師となり認知症サポーター養成講座を開催している。修了者には認知症サポーター登録制度があり、サポーターに登録すると、認知症の啓発イベントやボランティア依頼の情報を受け取ることができる。プラットフォームで認知症に対して興味を持ったサポーターが、その後認知症の方と関わってけるような取組ができないかと思う。

【委員】（専門分科会）

- ・ プラットフォームで行う地域人材と専門人材の橋渡しや情報の共有する取組は誰がやるんだろうと思う。外部にお金を出して依頼するなら、簡単だけどお金がなくなったらできなくなる。社協や市がちゃんとやろうと思うともものすごい仕事量になると思う。誰か過労で倒れてしまわないか心配になる。効果的なものがしっかり動かせるように、そしてその負担で、誰かが倒れてしまわないようにしていただきたい。

【委員】（策定委員会）

- ・ 専門人材においては、2040年までに1,800人の介護職員が不足するようになるということで大変心配している。地域人材においては、自治区やコミュニティ、中間支援なども同様かもしれないが、なかなか人がいない。自治区でもなかなかリーダーとしての成り手がない。したがって、どのような魅力があり、どのように取り組んでいくのかということをもう少し広く周知する方法を考えていったほうがいいかなと思う。今のままでは、どのように人を引きつけるのかが見えづらいように思う。もう少し工夫されていくといいのかなと思う。

【委員】（策定委員会）

- ・ 豊田市として行政や社協がこの人材不足ということを真摯に捉えて、取り組んでいただく部分においては、これはもう中長期的なことだと思う。福祉に関心を持っている人は、事業所の企業努力も含めて、そこには雇用や立地など就労条件とかもある。福祉にどうやって関心を持たせるかという部分で魅力や福祉のやりがい、仕事にしていっていきところ、どう持っていくかっていう啓蒙活動を取組の根本の一つに考え取り組んでいただければとてもありがたい。今も継続してやっている研修とか職場体験、こういったところも引き続き充実してもらえれば、よりありがたい。

【事務局】（社協）

- ・ 今後、プラットフォームの中で市・社協・事業所等が一緒になって取組を進めていきたいと思う。

オ 各会議体からの総評

【副分科会長】（専門分科会）

- ・ 皆様の熱心な議論に感謝する。議論を重ねてもなお尽きることのない課題であるが、11月に本編を作成するという方針のもと、非常に短期間での対応が求められている状況である。
- ・ 現在、本市においては、超高齢社会が急速に進展しており、それに伴い、身寄りのない者の増加、介護

人材の不足など、様々な問題が顕在化している。このような状況下において本計画を策定する必要があり、非常に困難を伴うものである。

- ・ 変化の只中にある計画づくりであるため、まずは一定の骨格を構築し、計画を策定した上で、状況に応じて不足する部分を補っていくことが求められる。骨を作り、肉を補うという考えのもと、手遅れとならぬよう柔軟に対応しながら、計画を取りまとめていく所存である。

【委員長】（策定委員会）

- ・ 民法（成年後見制度）および社会福祉法の改正が予定されている。本計画の策定後に改正が行われる見込みであるが、改正内容については一定の見通しが立っている段階であるため、法改正を見据えた上で計画を策定していただきたい。
- ・ 評価に関する事項や、その他様々な意見が出されたため、それらの内容を反映しつつ、検討を進めていただきたい。

【分科会長】（専門分科会）

- ・ 本日は、様々な意見を出していただき、感謝する。
- ・ 個別計画を包含した地域福祉計画の策定にあたっては、検討すべき課題が多岐にわたっているが、計画は皆で協力して策定していくものであることを改めて確認する。

（６）連絡事項

事務局から説明

以上